

登録番号

131-7

○大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程

制 定 平成29年4月1日
最近改正 令和4年8月29日

第1章 総則

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第27条、第28条および第29条に基づくスポーツ健康学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

第4条 最終学年において、「実践研究3」および「実践研究4」の審査に合格しなければならない。

2 「実践研究4」をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 身体教育学コース、スポーツ科学コース、地域健康科学コースに分ける。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、 Semesterごとに履修する科目を定めて、教務課に届け出なければならない。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第7条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第8条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 1 Semesterあたり上限24単位で、1年間48単位とする。

(2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

- イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目
- ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目
- ハ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

第 10 条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 「実践研究 3」を履修するためには、前年度修了時点にて、「実践研究 3」および「実践研究 4」を除く卒業要件単位数の未修得単位数が 30 単位以内であること。
 - (2) 「実践研究 4」を履修するためには、原則として「実践研究 3」をあらかじめ修得していなければならない。なお、「実践研究 3」および「実践研究 4」を履修する際の教員は、原則として同一人であること。
- 2 卒業見込証明書は、4 年次において、「実践研究 3」の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第 4 章 卒業要件

第 11 条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- 2 学則第 30 条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第 1 の授業科目表にしたがって、在学中に 124 単位を修得しなければならない。
 - (1) 総合教育科目は、必修、選択を合わせて、次のとおり 20 単位以上修得するものとする。
 - イ 「体育学概論」、「健康管理論」および「身体の科学」は必修とする。
 - ロ 言語文化科目については、「英語 (Listening&Speaking) 1」、「英語 (Listening&Speaking) 2」を含め、4 単位以上修得することとする。ただし、留学生はこの限りではない。
 - ハ 留学生はイの科目に加え、「日本事情 1」、「日本事情 2」および日本語 8 科目 8 単位を必修とする。
 - (2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて 66 単位以上（身体教育学コースは 67 単位以上、スポーツ科学コースは 66 単位以上、地域－健康科学コースは 67 単位以上。）とする。
 - (3) 実践教育科目は、必修、選択を合わせて 4 単位以上とする。
 - (4) 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 8 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

総合教育科目	教養教育科目	人文科学	4 単位 (留学生に限る)	6 単位以上	20 単位以上	124 単位	学士 (体育学)	
		社会科学						
		自然科学						
		学際領域						
		日本文化						
		人間教育						
	言語文化科目	英語	4 単位以上					
初修外国語								
日本語		8 科目 8 単位以上、母語履修不可 (留学生に限る)						
専門教育科目	身体教育学コース		29 単位以上 14 単位以上 20 単位以上 4 単位以上	67 単位以上 (自由科目 8 単位を含む)				
	スポーツ科学コース				28 単位以上 14 単位以上 20 単位以上 4 単位以上	66 単位以上 (自由科目 8 単位を含む)		
	地域-健康科学コース						29 単位以上 14 単位以上 20 単位以上 4 単位以上	67 単位以上 (自由科目 8 単位を含む)
	リテラシ科目 学部科目 キャリア科目							
	4 年以上在学							

3 学則第 13 条に定める 3 年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件は、前項の定めにしたがうものとする。
- (2) 本大学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位に充当する。

第 5 章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第 12 条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第 1 の 2 (以下別表という。) に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目含む。) を 32 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 30 単位、合わせて 62 単位を修得しなければならない。また、7 日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目 (選択必修科目を含む。) を 28 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 26 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 5 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

2 別表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、卒業要件単位として、教職入門、教育心理学、生涯学習論および人権教育を総合教育科目の教養教育科目区分に、保健体育科教育法Ⅰ、保健体育科教育法Ⅱ、保健体育科教育法Ⅲおよび保健体育科教育法Ⅳを専門教育科目の専門応用コース科目区分に算入する。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習 1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として 90 単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習 2a」または「教育実習 2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習 1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4 年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90 点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後 30 分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。

(5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。

(6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道（JR 西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が途絶しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。

- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常どおり1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
- (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
- (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- (4) 第1項1号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

附 則（平成29年3月6日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日）

（施行期日）

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 29 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 8 月 29 日から施行する。ただし、第 18 条については、学則第 51 条の定めに関わらず、令和 4 年度以降に在籍する学生に適用する。